

保険契約締結後の電磁的方法等による手続きに関する特則 目次

第1条 特則の適用

第2条 告知義務

第3条 請求手続きに関する取扱い

第4条 特則の解約

第5条 保険契約が3年ごと配当付特約組立型保険の場合の特則

保険契約締結後の電磁的方法等による手続きに関する特則

第1条（特則の適用）

この特則は、保険契約締結後に、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）もしくは主契約に付加される特約（以下「主特約」といいます。）に定める告知を要する手続きを電磁的方法により行う旨の申出または主約款もしくは主特約に定める請求手続きを書類の提出以外の方法により行う旨の申出があり、会社が承諾したときに、主契約または主特約に適用します。

第2条（告知義務）

告知に際しては、主約款または主特約の定めにかかわらず、会社が電磁的方法により質問した事項について、主約款または主特約に定める告知すべき者は電磁的方法により告知してください。

第3条（請求手続きに関する取扱い）

- ① 請求手続きに際しては、主約款または主特約の請求手続きに関する規定の書類の提出に代えて、書類の提出以外の方法^[1]により請求することができます。
- ② 前項の場合、請求^[2]を会社が受け付けた日を、主約款または主特約に定める請求手続きの際の提出書類が会社に着いた日とみなします。

第4条（特則の解約）

この特則のみの解約は取り扱いません。

第5条（保険契約が3年ごと配当付特約組立型保険の場合の特則）

この特則が3年ごと配当付特約組立型保険普通保険約款に定める契約に適用されるときは、第1条（特則の適用）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第1条（特則の適用）

この特則は、保険契約締結後に、3年ごと配当付特約組立型保険普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める契約（以下「基本取扱契約」といいます。）もしくは基本取扱契約に付加される特約（以下「主特約」といいます。）に定める告知を要する手続きを電磁的方法により行う旨の申出または主約款もしくは主特約に定める請求手続きを書類の提出以外の方法により行う旨の申出があり、会社が承諾したときに、基本取扱契約または主特約に適用します。

第3条補則

[1] 会社の定める方法に限ります。

[2] 必要事項が完備されていることを要します。